

## 【第3号議案】

### 令和7年度地域公共交通計画認定申請書（案）について （1）地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

#### 1 制度の概要

地域間幹線系統とは、複数の市町村をまたがる広域的なバス路線である。この地域間幹線系統に対する国の支援制度として、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金がある。この申請においては、路線がまたがるそれぞれの市町村が、地域公共交通計画の別紙を毎年度作成し、協議会を経て国に提出する必要がある。

※地域間幹線系統に対し、自治体内を走行し地域間幹線系統と接続している路線が地域内フィーダー系統である。

#### 2 令和7年度地域公共交通計画認定申請書（案）の概要

- ・対象運行系統 大形線（新潟市～聖籠町～新発田市）、  
次第浜線（新発田市～聖籠町）
- ・対象運行期間 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
- ・協議資料 地域公共交通計画認定申請書、表1・2・3・5、系統図等

#### 3 令和7年度事業の目標について

	大形線
年間利用者数	337,000人
収支率	77.5%
財政負担額	0円

##### [大形線]

- ・年間利用者数は、新発田市地域公共交通計画において、R4現況値314,000人/年に対し、R10目標値361,000人/年としているため、R7時点での目標値は337,000人/年とする。
- ・収支率は、現状を下回らないことを目標とし、R4現況値が77.5%だったため、R7目標値を77.5%以上とする。
- ・財政負担額は、新発田市の負担が発生しないことを目標とする。

##### [次第浜線]

- ・次第浜線については、聖籠町と連携して運行を継続していくことを目標とする。

（裏面あり）

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 新発田市地域公共交通活性化協議会  
住            所 新潟県新発田市中心町 3 丁目 3 番 3 号  
代表者氏名    会 長    伊 藤   純   一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持事業 詳細  
 (地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)

令和 年 月 日

(名称) 新発田市地域公共交通活性化協議会

<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>[大形線]        大形線は新発田市（新発田営業所）から新潟市の拠点間を連絡し、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担っている。起終点の新発田営業所（新発田駅付近）並びに万代シテイ（新潟駅付近）では、鉄道等の他モードや他の路線バス等と連絡し、途中、佐々木駅や新崎駅を経由するなど、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。（新発田市地域公共交通計画（以下「計画」という。）P48参照）</p> <p>[次第浜線]        次第浜線（はまなす号）は聖籠町から新発田市（新発田営業所）の拠点間を連絡し、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動など多様な目的での移動を担っている。終点の新発田営業所（新発田駅付近）では、鉄道等の他モードや他の路線バス等と連絡するとともに、途中、交通結節点である聖籠町役場を経由するなど、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。（計画P48参照）</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>[大形線]        年間利用者数は、新発田市地域公共交通計画において、R4 現況値 314,000 人/年に対し、R10 目標値 361,000 人/年としているため、R7 時点での目標値は 337,000 人/年とする。        収支率は、現状を下回らないことを目標とし、R4 現況値が 77.5%だったため、R7 目標値を 77.5%以上とする。        財政負担額は、新発田市の負担が発生しないことを目標とする。        (計画 P51 参照)</p> <p>[次第浜線]        聖籠町と連携して運行を継続していくことを目標とする。</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>新発田市と市外を結び、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動のための広域的な移動手段を確保する。        鉄道等の他モードや他の路線バス等との連絡により、公共交通ネットワークを構築する。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>施策1 市外を結ぶ公共交通の維持・利便性向上 (計画 P56~57 参照)        ・市外を結ぶ公共交通の維持        施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、関係市町、交通事業者</p>

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

##### 【表1の概要】

(単位：千円)

	事業者数	系統数	国庫補助申請額
R6年度補助 (R5.10～R6.9運行)	1	2	5,208
R7年度補助 (R6.10～R7.9運行)	1	2	5,208
R8年度補助 (R7.10～R8.9運行)	1	2	5,208

##### ① 予定している時刻表・系統図

別紙を添付 (系統図)

##### ② 運行予定者決定の流れ

- 県内乗合バス事業者へ本計画に登載を希望する系統について、調査を実施 (新潟県ホームページ及び市町村を通じて周知)
- 以下の点から現在運行しているバス事業者を運行事業者に決定
  - ・ バス事業者は、一つの事業者が継続して運行することで地域の交通手段を安定的に確保できるとともに、雇用面も含め地域経済の安定に資すると考えられる
  - ・ 当該系統を現に運行している事業者は、当該系統の運行に関する知識・経験を有し、地域住民の信頼を得られており、安全・安心な輸送が期待できる
  - ・ 運行系統の近隣に事業所を有しているため、大雪など不測の事態にも迅速に対応でき、円滑な運行が期待できる

##### ③ 輸送量が15人～150人/日と見込んだ根拠となる算出式

「表1-5」を添付 (平均乗車密度算定表)

#### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

新発田市の負担なし

#### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

バス事業者が行う利用状況調査等

#### 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

##### 【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表3」を添付

#### 8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

##### 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

#### 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

##### 【地域間幹線系統のみ】

「別紙 生産性向上の取組」のとおり

#### 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

##### 【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年6月24日</li> <li>・ 令和3年7月20日</li> <li>・ 令和3年12月27日</li> <li>・ 令和4年3月29日</li> <li>・ 令和4年6月29日</li> <li>・ 令和4年12月21日</li> <li>・ 令和5年3月28日</li> </ul>	<p>地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>豊浦地域公共交通の運行見直しについて協議し、合意を得た。</p> <p>地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。</p> <p>令和4年度事業計画案及び予算案について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年6月26日</li> <li>・令和5年7月10日付 け書面協議</li> <li>・令和5年9月26日付 け書面協議</li> <li>・令和5年10月25日</li> <li>・令和5年12月25日</li> <li>・令和6年3月27日</li> <li>・令和6年5月17日付 け書面協議</li> <li>・令和6年6月24日</li> </ul>	<p>地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>令和5年度新発田市生活交通改善事業計画案について協議し、合意を得た。</p> <p>加治川地域公共交通の運行開始に伴う予算の補正及び豊浦地域公共交通の運行内容変更について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域内公共交通計画の素案について協議し、合意を得た。</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。</p> <p>新発田市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について協議し、合意を得た。</p> <p>川東コミュニティバスの運行内容変更について協議し、合意を得た。</p> <p>令和7年度地域公共交通計画認定申請書（案）について協議し、合意を得た。</p>
<b>19. 利用者等の意見の反映状況</b>	
<p>協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会、運行地区代表者から委員が加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。</p>	

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中央町 3-3-3

(所 属) 新発田市 市民まちづくり支援課

(氏 名) 渋谷 直樹

(電 話) 0254-28-9644 (課直通)

(e-mail) kotsu@city.shibata.lg.jp

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
新発田市	新潟交通観光バス	(2) 新潟～新発田	3,930	
	新潟交通観光バス	(10) 新発田～次第浜	1,278	
合 計			5,208	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	令和7年度
------	--------------	-------

※令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

1. 申請事業者の概要

(1) 基準期間：R5年度実績(R4.10.1～R5.9.30)

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	800,167 千円	営業外収益	1,655 千円	経常収益(イ)	801,822 千円
	営業費用	1,027,747 千円	営業外費用	1,139 千円	経常費用(ロ)	1,028,886 千円
	営業損益	▲ 227,580 千円	営業外損益	516 千円	経常損益	▲ 227,064 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,912,333.2 km				経常収支率	77.93 %

(2) 基準期間の前年度：R4年度実績(R3.10.1～R4.9.30)

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	791,019 千円	営業外収益	23,534 千円	経常収益(イ')	814,553 千円
	営業費用	1,003,568 千円	営業外費用	907 千円	経常費用(ロ')	1,004,475 千円
	営業損益	▲ 212,549 千円	営業外損益	22,627 千円	経常損益	▲ 189,922 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,045,645.2 km				経常収支率	81.09 %

(3) 基準期間の前々年度：R3年度実績(R2.10.1～R3.9.30)

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	797,967 千円	営業外収益	25,402 千円	経常収益(イ'')	823,369 千円
	営業費用	1,011,366 千円	営業外費用	885 千円	経常費用(ロ'')	1,012,251 千円
	営業損益	▲ 213,399 千円	営業外損益	24,517 千円	経常損益	▲ 188,882 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,174,659.2 km				経常収支率	81.34 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	318円.85銭	329円.80銭	353円.28銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	333円97銭	378円29銭	333円97銭	275円31銭

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 営業部運行課	(責任者役職・氏名) 運行課長 野俣昌幸
補助金担当部門	(担当部門の名称) 営業部管理課	(責任者役職・氏名) 管理課長 竹内啓祐

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和 5 年度)

実態調査日 令和5年6月11日実施

申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	年間輸送実績					経常収益		経常費用 1系統当り 経常費用 (円)	平均乗車密度算定				輸送量 (A) × (G)	市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考
							輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人×km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ ロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)		計 (B)+(D)+(E)	運賃改定前 の平均賃率 × 日数	適用 日数	運賃改定後 の平均賃率 × 日数			
(第2号)	新潟～新発田	万代シイ	木崎	新発田営業所	26.8	15	119,573	6.2	741,353.9	25,539,959	95,727.8	520,480	54,002	26,114,440	33,818,733	(36.68×335+43.26×30)/365	39.05	6.8	102	有・無	
第10号	新発田～次第浜	新発田	聖籠町霞場	次第浜	35.8	7	54,244	10	542,439.4	964,604	17,208.7	60,071	11,528	1,036,202	6,079,503		10.12	5.5	38.5	有・無	
合計					62.6		173,817		1,283,793	26,504,563	112,936.6	580,551	65,529	27,150,643	39,898,236						

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当り経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

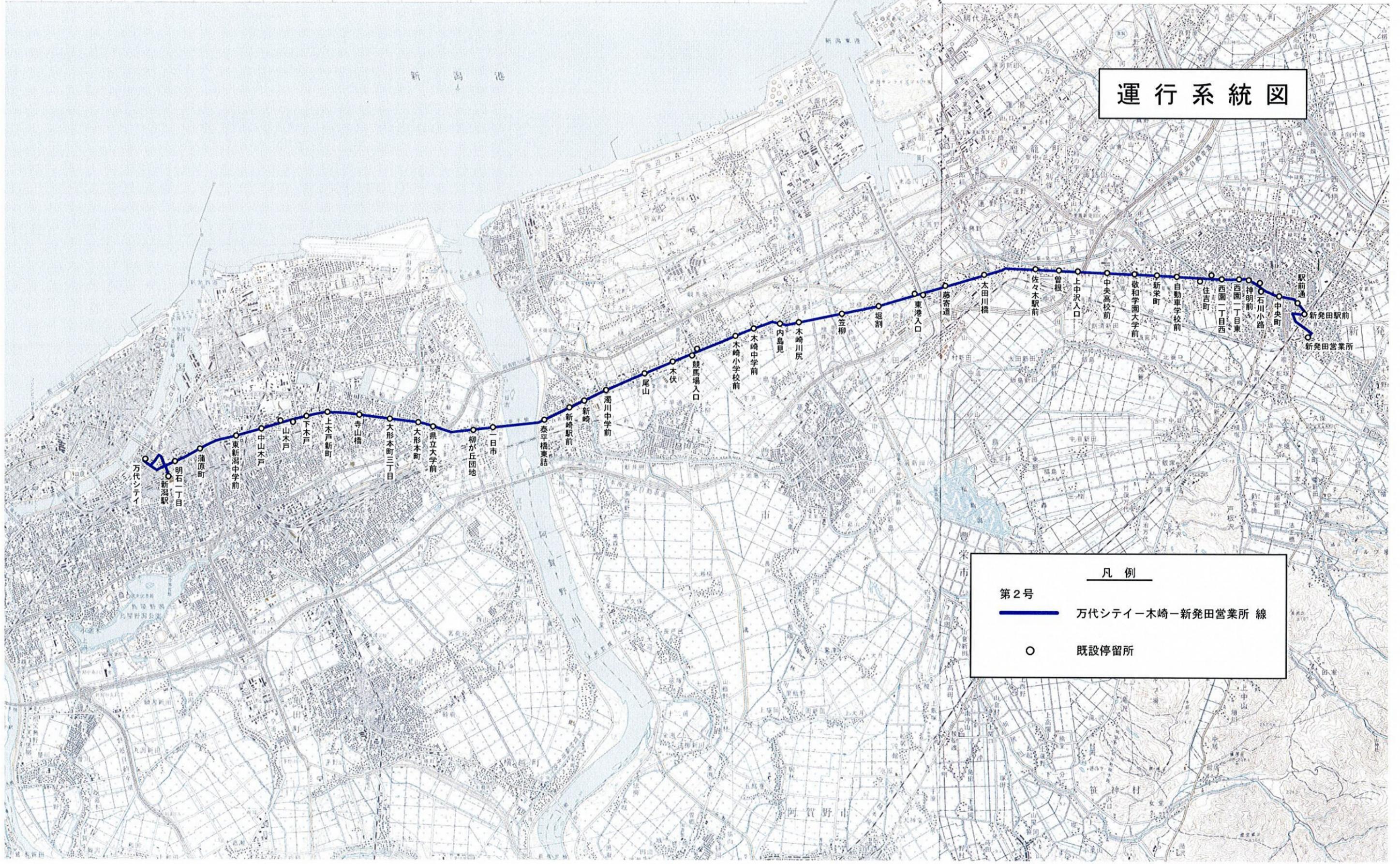
表3 運行回数3回以上の要件緩和を希望する系統の概要

新潟交通観光バス  
株式会社

番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
10	新発田～次第浜	当該路線の維持目的は主に聖籠町から新発田市への通勤通学用途であり、利用者は学生が大部分を占めています。そのため、休日運休をしても大部分の通学利用者にとって影響は少ないものと考え、既に実施済みのものであります。	0	0

# 新潟

## 運行系統図



凡例

第2号

— 万代シティ-木崎-新発田営業所 線

○ 既設停留所

万代シティ  
新発田駅

明石一丁目

浦原町

東新潟中学校前

中山木戸

山木戸

下木戸

上木戸新町

寺山橋

大形本町三丁目

大形本町

県立大学前

柳が丘団地

一日市

泰平橋東詰

新崎駅前

新崎

湫川中学校前

尾山

木伏

競馬場入口

木崎小学校前

木崎中学校前

内島見

木崎川尻

笠柳

堀割

東港入口

藤香道

太田川橋

佐々木駅前

曾根

上中沢入口

中央高校前

敬和学園大学前

新栄町

自動車学校前

住吉町

西園二丁目西

西園二丁目東

神明前

石川小路

中央町

駅前通

新発田駅前

新発田営業所



別紙 生産性向上の取組

都道府県	運行予定者名	番号	運行系統名	系統毎の取組	取組の実施主体	効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期
新潟県	新潟交通観光バス株式会社	2	新潟～新発田	②、⑤、⑥	新潟交通観光バス・新潟市・新発田市・聖籠町	他系統との時間調整及びコミュニティバスとの乗継による利便性向上により収入の増加を目論む。路線の短縮、減便の協議開始予定。1%の収支改善を目標とする。	実施時期前までに検討	令和7年春予定
	新潟交通観光バス株式会社	10	新発田～次第浜	②、⑤、⑥	新潟交通観光バス・新潟市・新発田市・聖籠町	他系統との時間調整及びコミュニティバスとの乗継による利便性向上により収入の増加を目論む。路線の短縮、減便の協議開始予定。1%の収支改善を目標とする。	実施時期前までに検討	令和7年春予定

系統毎の取組
系統見直し
⑥コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上(ダイヤ調整)

表1 地域間幹線系統申請の概要

R7補助年度(令和6年10月1日～令和7年9月30日)

申請番号	事業者名	運行系統名	広域行政圏 中心市町村名	起点	経由地	終点	系統が またがる 市町村名 (H13.3.31現在の 市町村単位)	系統キロ程			平均 乗車密度 人	運 回 回数 回	輸送量 人	計画実車 走行キロ km	補助対象 経常費用の 見込額 円	対象系統の 経常収益の 見込額 円	差 額 円	国庫補助金 内定申請額 円	補助対象 系統の キロ当たり 運送収入 円	計画 運送 収入 円	計画 平均 賃率	計画 平均 乗車 密度	路線要件判定						R6年度 計画 記載 有無	R6年度 計画 記載 有無	備考 今後の変更予定 時期・内容等									
								km															B*C D	E	F	G	F-G H	I				E*I J	K	J-E+K L	イ 運 行 数	ロ 複 心	ハ 中 3 回	ニ ホ 輸 送	ヘ 運 送 字	ト 運 送 結
								往	復	平均																														
(2)	新潟交通 観光バス	新潟～新発田	新潟市 新発田市	万代シティ (新潟市)	木嶋 (新潟市)	新発田営業所 (新発田市)	新潟市、旧豊栄 市、聖籠町、新発 田市	8.9	8.9	8.9	6.1	14.9	90.8	98,002.5	33,818,733	26,114,440	7,704,293	3,930,500	266.79	26,146,089	43.26	6.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
(10)	新潟交通 観光バス	新発田～次第 浜	新発田市 聖籠町	新発田営業所 (新発田市)	聖籠町役場 (聖籠町)	次第浜 (聖籠町)	新発田市、聖籠町	10.0	10.0	10.0	5.5	7.0	38.5	17,009.4	6,079,503	1,036,202	5,043,300	1,278,000	56.05	953,377	10.12	5.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								

※1記入欄が足りない場合は付け足して下さい。(関数が入っているので、ご注意ください。)

※2水色の色つきセルには予め計算式が入力されていますのでご注意ください。